

# 一般社団法人日本原発性アルドステロン症協会

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本原発性アルドステロン症協会（以下、当法人）という。

(事務所)

第2条 当法人の、主たる事務所は、石川県能美市緑ヶ丘11丁目71番地に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本で400万人は罹患していると推測される「原発性アルドステロン症」及び関連疾患に関する情報提供と啓発、診断と治療方法の研究開発と指導を行うことで、早期発見早期治療による国民の健康の増進を図ると同時に、診療の効率化により、医療費の削減に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の非営利事業を行う。

- (1) 原発性アルドステロン症及び関連疾患に関する啓発及び情報収集
- (2) 原発性アルドステロン症及び関連疾患の診断や治療に係る方法の研究開発事業
- (3) 当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 第3章 社員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 研究会員 正会員のうち、当法人が提供する研究開発事業に参加する団体
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める様式による申し込みをし、全理事の承認を得るものとする。

2 研究会員は、当法人が提供する研究開発事業に参加できる人員や設備、技術等を有する団体であることを条件とする。

3 研究会員は、当法人と秘密保持等に関する契約を別途締結するものとする。

#### (経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総会員の同意があったとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

#### (退会)

第10条 会員は、当法人が別に定める退会届を代表理事に提出することで、任意に退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本定款に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 総会

### (種別)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第14条 当法人の総会は、正会員を持って構成する。

### (開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 総会は、法令等に別段の定めがある場合を除いて、代表理事が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した、書面又は電磁的方法をもって、会日の5日前までに通知する。

### (議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

### (定足数)

第18条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第19条 総会における議決事項は、第16条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、特別決議として、出席した正会員の3分の2を以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他法令で定めた事項

### (表決権等)

第20条 各正会員の総会における議決権は、正会員1名につき1個と、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第38条の適用に

については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議長及びその会議に出席した理事は、議事録に記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

(員数)

第22条 当法人に理事2名以上を置く。

- 2 理事のうち、代表理事1名を定める。

(選任等)

第23条 理事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 当法人の業務を執行するにあたり、疑義が生じた場合は、総会の議決が必要な事項を除き、全理事の総意を持って決する。

(任期等)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 定員を欠くにいたった場合、役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第26条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第27条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議を持って定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、会員又は第三者に対し、法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事の総意で決定するものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第32条 拠出された基金は、拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還手続き)

第33条 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を精算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及び附属明細書
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を総会に報告しなければならない。
  - 3 貸借対照表及び損益計算書については、総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配禁止)

第36条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から、平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第38条 当法人の設立時の理事および代表理事は次のとおりである。

代表理事 米田 隆  
理事 仲井 培雄

(設立時の会員氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の会員の氏名又は名称は次のとおりである。

正会員 臼倉 幹哉  
正会員 阿部 究

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他法令によるものとする。